

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主をはじめ社外に対する公平で迅速・適正な情報発信による経営の透明性の確保、合理的な判断に基づく経営の効率性の追求、さらには企業倫理の遵守、コンプライアンス経営の徹底など、公正で健全な企業経営を基本とし、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めることが経営の重要な課題と認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
阪和興業株式会社	600,000	8.33
三井物産株式会社	600,000	8.33
アサガミ株式会社	522,000	7.25
コープケミカル株式会社	300,000	4.17
農林中央金庫	210,000	2.92
東京鐵鋼株式会社	200,000	2.78
日本マタイ株式会社	181,000	2.51
伊藤忠丸紅テクノスチール株式会社	180,000	2.50
カネヒラ鉄鋼株式会社	180,000	2.50
吉田嘉明	149,100	2.07

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3 月

業種 鉄鋼

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 8 名

社外取締役の選任状況 更新 選任している

社外取締役の人数 更新 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田島 伸一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田島 伸一	○	——	田島伸一氏は、日本航空株式会社ならびに関係会社でのビジネス、経営に携わってこられており、海外勤務経験もあることから、幅広い観点からご意見をいただけると判断し社外取締役として適任であります。 また、東京証券取引所が規定する事前相談を要する要件のいずれにも該当がないこと、および当社が制定した「社外役員を選任するための独立性に関する基準」を満たしていることにより、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員としても適任であります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5 名

監査役の人数 4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査の年間計画案について内部監査部門と協議するほか、内部監査結果の社長への報告会（2014年3月期開催実績3回）に出席し説明を受け認識の共有化を図るなど連携しております。また、監査役は、会計監査人である新日本有限責任監査法人と監査協議会を開催し（2014年3月期開催実績6回）、年間の監査計画の説明を受けるほか、四半期レビュー結果や計算関係書類の監査結果の説明を受け監査上の認識の共有化を図るなど連携しております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村田 恒	弁護士													
新垣 良爾	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村田 恒	○	——	村田恒氏につきましては、弁護士であり、法律の専門家としての観点から監査体制の強化を図るため、当社の独立性を有する社外監査役ならびに独立役員として適任であります。
新垣 良爾	○	新垣 良爾氏は、当社の主要な取引先（メインバンク）である「株式会社みずほ銀行」に2004年2月まで在籍しておりました。	新垣 良爾氏につきましては、同氏が長年培ってきましたビジネス経験、財務・会計に関する知見等を、当社の経営全般の監視に活かしていただけると判断し社外監査役として適任であります。 また、当社の主要な取引先（メインバンク）である「株式会社みずほ銀行」に、2004年2月まで在籍しておりましたが、同社を退社して10年が経過しておりますので、東京証券取引所が規定する事前相談を要する要件のいずれにも該当がないこと、および当社が制定した「社外役員を選任するための独立性に関する基準」を満たしていることにより、同氏と一般株主との

間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員としても適任であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2015年3月期における当社の取締役の報酬(総額)は131百万円で対象役員人数は8名であります。
(注)支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、会社業績を報酬に反映させる業績連動報酬制度を導入しております。業績連動報酬は、前年度の会社業績を所定の評価基準に基づき評価し、当該評価に応じて各取締役の報酬を決定しております。なお、取締役の報酬限度額は、1992年3月25日開催の臨時株主総会において年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤監査役が出席し社外監査役が出席していない会議や各部門の監査結果等については、監査役会において常勤監査役から報告を行い監査役相互に認識の共有化を図っております。なお、社外監査役を補佐する担当部署は、管理本部経営企画部企画課です。情報伝達は、電話、メール等で行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

<現状の体制の概要>

(1)会社の機関の基本的説明

(イ)取締役会

経営の意思決定・監督機関である取締役会は、代表取締役1名、取締役7名の計 男性8名で構成され(2015年6月26日現在)、取締役8名のうち1名が社外取締役であります。毎月開催の定例取締役会のほか、随時必要な意思決定を行うため、招集、開催いたしております。2015年3月期における開催実績は20回となっております。

(ロ)経営会議及び拡大経営会議

経営会議は、取締役会への付議事項および経営執行に関わる重要事項を審議・調整・決定する機関として、常勤取締役、常勤監査役、事業本部長、事業部長、管理部門の部長等、男性14名で構成され、中・長期的な観点から利益計画、製造・販売計画、製品計画、人材計画、開発計画などを検討審議しております。定例開催のほか必要に応じて随時開催しており、2015年3月期における開催実績は20回となっております。

各事業部門の毎月の事業実績の報告、進捗状況の点検・調整、問題点の抽出と検討を目的として、経営会議メンバーに各事業部門の部長クラスを加えた拡大経営会議を鉄鋼建設資材本部、農業資材本部別に毎月開催し、当社の中・長期的な方向性の調整や情報の共有化などを行い、業績の向上を図ることはもとより、リスクの未然防止に繋げることとしております。2015年3月期における開催実績はそれぞれ12回となっております。また、経営会議メンバーに関係会社の社長および管理部門長を加えたグループ関係会社拡大経営会議を3ヶ月ごとに開催するようになっておりま

す。

(ハ)各委員会

取締役会を補佐する機関として、コンプライアンス委員会(男性14名、社内取締役7名、常勤監査役2名、社外監査役2名、関係会社社長3名)を、経営会議を補佐する機関として、コンプライアンス推進委員会(男性22名、社内取締役7名、常勤監査役2名、参与3名、関係会社社長3名、等)、リスク管理委員会(男性21名、社内取締役7名、常勤監査役2名、参与3名、関係会社社長3名、等)、環境安全衛生会議、人材開発委員会、設備投資委員会などを設置し、それぞれ個別分野での案件について企画・立案・審議し、重要案件について経営会議または取締役会に上程することとしております。

(2)内部統制室による内部監査等の状況

内部統制室は室長のほか内部監査担当2名と内部統制担当3名で構成されており、内部監査担当は、年間計画に基づき社内各部および国内子会社3社の業務について、法令や社内規程等に照らした適正性やリスク管理の状況などの監査をしております。また、内部統制担当は財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の検討、評価などを行っております。内部統制室は、監査等を効果的に行うよう監査役や外部監査人(監査法人)と連携を図っております。

(3)監査役監査とその機能強化の状況

監査役は常勤監査役2名と社外監査役(非常勤)2名の合計 男性4名で、監査役監査基準等に従い、取締役の職務執行の監査を実施しております。各監査役は取締役会に出席し質疑等を行うほか、代表取締役と四半期ごとに会合を持ち率直な意見交換を行っております。さらに、常勤監査役は上記(1)(イ)、(ロ)の経営会議、拡大経営会議、各委員会などにも出席するほか、工場往査や部門ヒアリングなど各部門の監査を実施しており、これらの監査により全体として十分な経営監視機能を果たしております。

監査役4名は、当社の事業に精通している者、金融機関出身者、他社の監査役経験者、法律の専門家といったそれぞれの経験や専門性を生かして監査に当たっております。なお、前記1【監査役関係】に記載のとおり、社外監査役村田恒氏、社外監査役新垣良爾氏を独立役員として指定しています。また、監査役は、内部監査部門との連携により効率的な監査を実施しており、監査役の補助スタッフは置いていませんが、必要となった場合には、適切な要員を配置することとしております。(内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況の6参照)

(4)会計監査の状況

直近事業年度である第24期(2014年4月1日～2015年3月31日)において、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、山田良治氏、本間愛雄氏の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しておりますが、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することがないよう措置をとっております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他10名であります。当社の新日本有限責任監査法人への監査報酬の内容は以下のとおりです。

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 36百万円

(5)責任限定契約の内容の概要

定款において、社外役員との間に、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。

この定めに基づき、社外取締役および各社外監査役との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、2015年6月25日開催の第24期定時株主総会決議において社外取締役1名を選任し、社外取締役の豊富な経験に基づく助言により取締役会における議論を活性化させ、取締役相互による取締役会の意思決定と業務執行に対する監督機能の一層の強化を図っております。

また、現在当社の監査役会は4名で構成されており、うち社外監査役は2名であります。監査役は取締役会に出席するとともに、その他の経営にかかる重要な会議への出席、部門監査の実施、重要書類の閲覧等により、会社の基本方針、経営計画、重要事項の決定および業務執行状況の監査機能を十分発揮できる体制を整えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	第24期定時株主総会招集通知発送日 2015年6月4日
集中日を回避した株主総会の設定	第24期定時株主総会開催日 2015年6月25日

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャーの基本方針」を定め、情報開示に関する基準を掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IR支援企業主催の個人向け合同説明会に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期累計期間および通期の決算発表後にアナリスト・機関投資家向けに説明会を実施しております。 その他、様々な機会を通じて、個別の説明会を適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.asahi-kg.co.jp/ir/ IR情報において、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会資料、株主通信、会社説明会資料、IRイベント資料、IRスケジュール等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員 取締役管理本部副本部長 稲場 進 IR事務連絡責任者 管理本部経営企画部広報課長 佐藤 弘子 IR担当部署 管理本部経営企画部広報課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、倫理憲章、行動規範を制定し、ステークホルダーの立場の尊重に対して規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	朝日工業グループレポートを作成し、ホームページで公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーの基本方針に基づき情報の開示方法を定め、ステークホルダーに対し当社ウェブサイトなどにおいて情報開示を行っております
その他	女性の活躍の方針・取組等について 当社では、女性の活躍推進に向けて仕事と育児の両立に向け、「出産・育児・介護の長期休暇制度」や「勤務時間の短縮」など職場環境の整備を行っております。 また、各職場にて女性の活用を進めており、採用や昇格などあらゆるステージにおいて、性別に区別なく実力や成果に応じて評価を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(1) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社の業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役および社員は、法令遵守はもとより、企業人、社会人として求められる価値観、倫理観によって誠実に行動し、常に企業の社会的責任を全うすることが、企業価値の向上につながるとの認識のもと、「倫理憲章」ならびに「行動規範」を定め、コンプライアンスの徹底に努めております。

また、当社グループは、コンプライアンス推進委員会を組織し、全社横断的な管理体制のもとでコンプライアンスの推進に取り組むほか、内部通報制度の導入およびコンプライアンス委員会を組織し、コンプライアンス違反行為の未然防止および早期発見と適切な対応を図るとともに、当社の内部統制室内部監査担当が社長の指揮のもとコンプライアンスの状況を監査することとしております。

それに加え、当社は、財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備いたしております。

さらに、当社グループは、反社会的勢力・団体に対し断固たる行動をとり、一切の関係を遮断することを基本方針とし、この方針の周知徹底と適切な対応を図るため、対応統括部署を当社の総務人事部とした対応窓口責任者を各事業拠点に設置、警察および弁護士等の外部の専門機関との関係の構築、ならびに対応基本マニュアルの整備および各種研修の実施等、グループ内体制を整備いたしております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会、その他重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等（電磁的記録を含む）、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および文書規程に基づき、定められた期間保存管理するとともに、取締役または監査役からの要請等、必要に応じて閲覧できる状態を維持します。

(3) 当社の損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制

当社は、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、リスク低減・解消策の推進および対応マニュアルの整備等、自主的にリスク管理施策の推進に取り組むものとし、組織横断的リスク状況の把握および全社対応については、リスク管理委員会が行うこととしております。また、当社の内部統制室内部監査担当は、社長の指揮のもと各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施しております。

さらにリスク管理委員会は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理に関する体制および施策等の整備を行い、リスク管理のさらなる強化を図っております。

また、重要な法務問題に関しては、顧問弁護士に適宜相談を行い対応しております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成に向けた各部門の具体的な目標と予算を設定します。また、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。

さらに、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行う機関として、取締役会の下に、社長を議長とする経営会議を設けております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社の管理の方針、体制および基準を定めた「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の育成・強化を図るとともに、当社の内部統制室内部監査担当が社長の指揮のもと関係会社の監査を実施するなど、関係会社に対する適切な経営管理に努めております。

また、当社は、関係会社を含めた拡大経営会議、グループ戦略会議、グループ管理部長会、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進委員会およびリスク管理委員会の開催などにより、グループ全体の適正かつ効率的な業務遂行、遵法意識の向上、リスク管理体制の強化を図っております。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役会は、監査役会から求めがあった場合には、監査役が必要とする知識・能力を備えた要員を、監査役と協議のうえ極力早期に配置するように努めるものとします。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役会は、配置する使用人については、監査役の指揮命令に服することを明確にするとともに、人事異動、人事評価、懲戒については監査役の同意を必要とする等、当該使用人の取締役からの独立性確保に配慮するものとします。

(8) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

取締役会は、配置する使用人が、専ら監査役から監査業務に必要な指示、命令を受けることができる体制を確保するものとします。

(9) 当社グループの取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する事項

当社グループでは、当社の監査役に対して、法定の事項に加えて、内部監査の結果、コンプライアンスおよびリスク管理の推進状況に係る定期的な点検結果、内部通報窓口への通報内容、重要な開示書類・決裁文書その他の重要な事項について定期または随時報告するほか、当社の監査役からその職務遂行上求められた事項について速やかに報告することとしております。

(10) 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を整備するものとします。

(11) 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会があらかじめ予算に計上した監査役の監査およびその他職務の執行について生ずる費用ならびに緊急または臨時に支出した費用を当社負担により、経理規程に則って処理を行うものとします。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、相互の課題等についての意見交換を通じて相互認識を深めることとしております。

また、内部統制室内部監査担当は内部監査の実施にあたり、監査役と緊密な関係を保つとともに、必要な場合には、監査役業務に関する支援を行うこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「内部統制システムの整備に関する基本方針」において、反社会的勢力排除に向けた考え方を明確化し、朝日工業グループ内での周知徹底と体制整備を進めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

一、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、2008年5月19日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定め、2011年5月18日開催の取締役会において一部変更のうえ継続する旨決議いたしました。基本方針の具体的な内容は以下のとおりです。

当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、当社株式に対する大規模な買付行為につきましても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、株主の皆様

の自由な意志によってなされるべきであると考えております。しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に大規模な買付行為を強行するといった動きが見られます。

このような一方的な大規模買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されないまま株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、対象企業の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されていないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないと判断されるもの等、対象企業の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことに繋がるおそれのあると判断される買付行為があることは否定できません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、循環社会の実現を目指し、事業特性ならびに株主をはじめとする国内外の顧客・社員・取引先などの各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させることを目指す者であることが必要と考えております。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

二、当社の基本方針の実現に資する特別の取組みについて

(1) 当社の企業価値および企業価値の源泉

当社ならびに当社グループは、成熟型素材産業グループから21世紀型先進的環境企業グループへの発展拡大を目指す複合型企業グループを目指し、戦略的事業を含む中核事業の質的向上・量的拡大は勿論のこと、注目される農業関連分野や環境関連分野での新規事業開発への取組みを強化してまいります。

・「誠実で、公正、公平、誰からも愛される会社であり続けます。」

・「良い製品、良いサービスを提供し、地球環境に貢献し続けます。」

と定める当社グループの経営理念のもと、事業の拡大発展に努めることこそが、当社グループ全体の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものと考えております。

(2) 企業価値向上のための取組み

今後の事業展開につきましては、2013年5月10日に公表いたしました新たな「中期経営計画」を経営基本方針とし、「21世紀型先進的環境企業グループ」を目指してまいります。

安定的に収益を確保していく事業体制を築いていくことはもとより、今まで以上に環境に配慮した事業運営を図ることにより、資本市場からも評価される高い経営効率を目指し、企業価値の向上に努め、その結果得られた株主共同の利益は株主の皆様適切に還元してまいります。そして、社会の持続可能な発展に向けて、今後も貢献し続ける所存です。

具体的な重点施策は、以下のとおりです。(なお、重点施策につきましては、2014年5月16日開催の取締役会において、新たな「中期経営計画」の基本方針は変更せず、2013年5月10日に公表した内容から、既に実施済みなど、現状に即した内容に見直すことを決定しております。)

(イ) 鉄鋼建設資材事業では、マーケットの変化に対応した、製品別販売戦略を展開するとともに、見直しを完了した操業体制のもとで省エネルギー活動を含めたコストダウン活動の一層の強化を図ってまいります。特に、製品別販売戦略では、より収益性の高い「ねじ鉄筋」「ネジエーコン」「高強度鉄筋」の販売を強化し、さらに、新製品である「防食鉄筋(エポキシ鉄筋)」の販売を拡大してまいります。

(ロ) 農業資材事業の主力であります肥料事業においては、国内耕作面積の減少で肥料マーケットは縮小しておりますが、引き続き有機質肥料マーケットは堅調に推移しております。当社の強みである国内トップクラスの有機質肥料原料開発力を活かして、今後の農業環境の変化に適宜対応してまいります。また、肥料取締法に基づく公定規格の改正(2012年)により、家畜糞等の堆肥が肥料原料として使用可能となったことから、当社独自の原料開発力、製造技術力を活かした有機質肥料の製品化を進め、マーケットシェア拡大を図ります。

園芸事業では、家庭園芸用肥料メーカー日本一を目指します。そのため、家庭園芸業界では数少ない「原料から製品までを一貫生産できる肥料メーカー」という強みを活かして、豊富なアイテムを揃え、国内ホームセンター全店舗での当社製品取扱いを目指してまいります。

種苗事業では、大玉トマト「アニモ」は、大産地である熊本県の栽培面積の拡大に加え、茨城、千葉、栃木、愛知などの大産地への販売拡大にも注力してまいります。また、台木など戦略商品の国内外での販売拡大を進めるとともに、新たな野菜品種の市場への投入を図ってまいります。

乾牧草事業では、国内各地域の需要に合った良質な商品を豪州合弁会社から輸入し、国内販売エリアを拡大してまいります。

(ハ) 環境ソリューション事業では、除染管理、河川の放射能調査、中間処理施設の放射能調査等、震災復興関連業務の受注を拡大してまいります。

また、大気・水質・土壌などの分析業務は、引き続き民間からの受注拡大に努めるとともに、官公庁からの受注拡大にも取り組んでまいります。

(ニ) 砕石砕砂事業では、建築物や構築物の耐震補強、大規模改修等が見込まれることから、販売数量の拡大に注力するとともに、販売価格の値上げにも取り組んでまいります。

(ホ) 新規事業では、農業資材事業に関連のある「インターネットショップ「ベジガーデン」」を立ち上げ、拡大に努めてまいりました。次のステップとして、既存事業にとらわれない幅広い分野への参入を目指してまいります。

三、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて当社は、2008年5月19日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入」(以下「原対応方針」といいます。)を決定し、2008年6月25日に開催した当社第17期定時株主総会においてご承認いただきました。

そして、原対応方針の有効期間満了に伴い、2011年6月23日に開催した当社第20期定時株主総会および2014年6月24日に開催した当社第23期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の継続」(以下「本対応方針」といいます。))に関する議案をお諮りしご承認いただいております。なお、本対応方針の有効期間は、2017年に開催予定の当社第26期定時株主総会の終結時までとしております。

本対応方針の具体的な内容は以下のとおりです。

当社取締役会は、株券等保有割合が20%以上となる大規模買付者に対し、本対応方針に定められた手続きに従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した「大規模買付意向表明書」および大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)の事前提供と当該大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成および代替案の立案のための期間として原則60日間の取締役会評価期間の確保を求めます。

当社取締役会は、取締役会評価期間の間、大規模買付者が本対応方針に基づくルールを遵守したか否か、あるいは、当該大規模買付行為が会社に回復しがたい損害をもたらす等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか、という観点から、評価、検討し、取締役会と

しての意見を慎重にとりまとめ、開示するとともに、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針で定める発動条件に照らしあわせ、本対応方針に基づくルールを遵守しない大規模買付者、または、提出された「大規模買付情報」を評価・検討した結果、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断した大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。

対抗措置は原則として新株予約権の無償割当としておりますが、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合は、その他の対抗措置が用いられることもあります。

また、本対応方針の合理性および公平性を確保し、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置発動の際、取締役会は特別委員会に対抗措置発動の是非を諮問し、特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

四. 上記二および三の取組みが上記一の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由について

(1) 上記二の取組みについて当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、上記二の取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記一の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記二の取組みは上記一の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(2) 上記三の取組みについて当社取締役会の判断

上記三の取組みは、上記一の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針決定が支配されることを防止する取組みであり、また当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討に必要な時間の確保を求めるためのものです。

さらに、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置発動の際、取締役会は特別委員会に対抗措置発動の是非を諮問し、特別委員会の勧告を最大限尊重することとしていること、また、上記三の取組みの継続については、2014年6月24日に開催した当社第23期定時株主総会でご承認いただいております。今後継続する場合も当社株主様のご承認を要することとしていることなど、合理性および公平性を確保し、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための制度および手続きが確保されております。

したがって、上記三の取組みは上記一の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 会社情報の適時開示に関する基本方針について

当社は、主力事業である農業資材事業や鉄鋼建設資材事業の共通事業概念として「環境事業」であるとの認識のもと、「環境事業」を通じて社会への貢献を図ることが企業責務であり、その為には社会に開かれた企業経営を行うことが必須であると考えております。

従って当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対する会社情報の適時開示への取り組みは、当社の経営にとって必要不可欠のものと考えており、制度的な情報開示のみならず自主的な情報開示についても、当社ホームページなどを活用して積極的に取り組んで参ります。

(2) 会社情報の適時開示に係る社内体制について

(イ) 当社は、ディスクロージャーの基本方針を制定し、社員全員がこの方針を遵守する体制を構築しております。

(ロ) 当社の重要事実に関する情報は、取締役会決議によって選任された統括情報管理責任者および社内情報管理者が、その管理を行います。

(ハ) 重要事実のうち決算情報や決定事実については、統括情報管理責任者が代表取締役社長と協議の上、取締役会で決定後、原則として代表取締役社長が開示いたします。

(ニ) 重要事実のうち発生事実については、所属長を通じて社内情報管理者及び統括情報管理責任者に報告され、事実の内容によって取締役会決議を要する場合は取締役会決議を経て、統括情報管理責任者が代表取締役社長と協議の上、原則として代表取締役社長が開示いたします。

